

札幌圏都市計画
特別用途地区の変更
(市決定)

屯田中部地区

平成30年7月
札幌市まちづくり政策局都市計画部

目 次

札幌圏都市計画特別用途地区の変更

	ページ
計画書	1
変更理由	1
新旧対照表	2
位置図	3
計画図	4
新旧対照図	5

札幌圏都市計画特別用途地区の変更（札幌市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積 (h a)	備 考
特別工業地区	約 8 1	
小売店舗地区（第一種）	約 3 1	
小売店舗地区（第二種）	約 9 9	
小売店舗地区（第三種）	約 9 9 0	
小売店舗地区（第四種）	約 1 3 5	
特別業務地区（第一種）	約 5 . 6	
特別業務地区（第二種）	約 2 8	
特別業務地区（第三種）	約 8 1	
戸建住環境保全地区	約 6 , 8 2 2	
職住共存地区（第一種）	約 8 6	
職住共存地区（第二種）	約 9 7 4	
大規模集客施設制限地区	約 6 4 8	
合計	約 9 , 9 8 1	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

第一種低層住居専用地域のうち、戸建住宅地としての住環境を保全すべき区域へ指定する戸建住環境保全地区について、以下のとおり変更する。

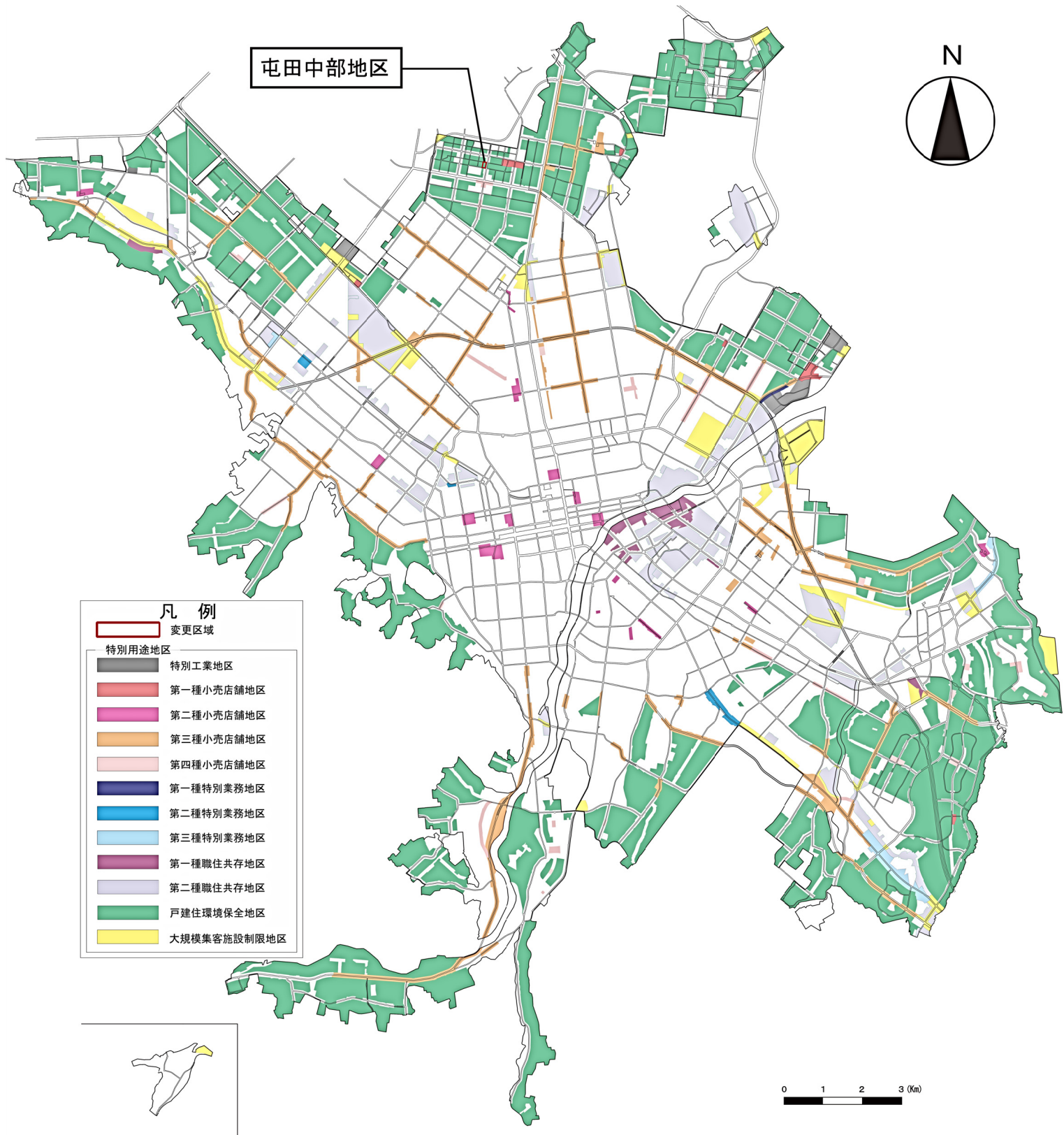
【屯田中部地区】

都市計画法第 21 条の 2 の規定に基づく提案を受け、用途地域を第一種住居地域から第一種低層住居専用地域へ変更する区域について、戸建住宅地としての住環境の保護を図る区域として、特別用途地区を指定する。

札幌圏都市計画特別用途地区新旧対照表

種 類	面 積 (新) (h a)	面 積 (旧) (h a)	増 減 (h a)
特別工業地区	約 8 1	約 8 1	—
小売店舗地区 (第一種)	約 3 1	約 3 1	—
小売店舗地区 (第二種)	約 9 9	約 9 9	—
小売店舗地区 (第三種)	約 9 9 0	約 9 9 0	—
小売店舗地区 (第四種)	約 1 3 5	約 1 3 5	—
特別業務地区 (第一種)	約 5. 6	約 5. 6	—
特別業務地区 (第二種)	約 2 8	約 2 8	—
特別業務地区 (第三種)	約 8 1	約 8 1	—
戸建住環境保全地区	約 6, 8 2 2	約 6, 8 2 1	約 0. 9
職住共存地区 (第一種)	約 8 6	約 8 6	—
職住共存地区 (第二種)	約 9 7 4	約 9 7 4	—
大規模集客施設制限地区	約 6 4 8	約 6 4 8	—
合計	約 9, 9 8 1	約 9, 9 9 0	約 0. 9

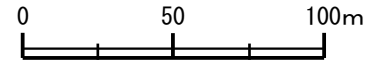
札幌圏都市計画特別用途地区変更箇所 位置図



特別用途地区計画図
(屯田中部地区)

S=1/2,500

縮尺



戸建住環境保全地区

3・4・173 屯田4番通 (20m)

7・5・14 屯田8丁目通 (15m)

8・5・26 屯田循環線 (12m)

50m

戸建住環境保全地区

戸建住環境保全地区

7・5・19 北陵高校北通 (14m)

3・4・186 屯田第2横通 (20m)

7・5・13 屯田6丁目通 (15m)

凡 例

- 道路等の中心
- 地番界
- 道路等の中心からの距離指定
- 道路中心線または地番界の延長

特別用途地区区分

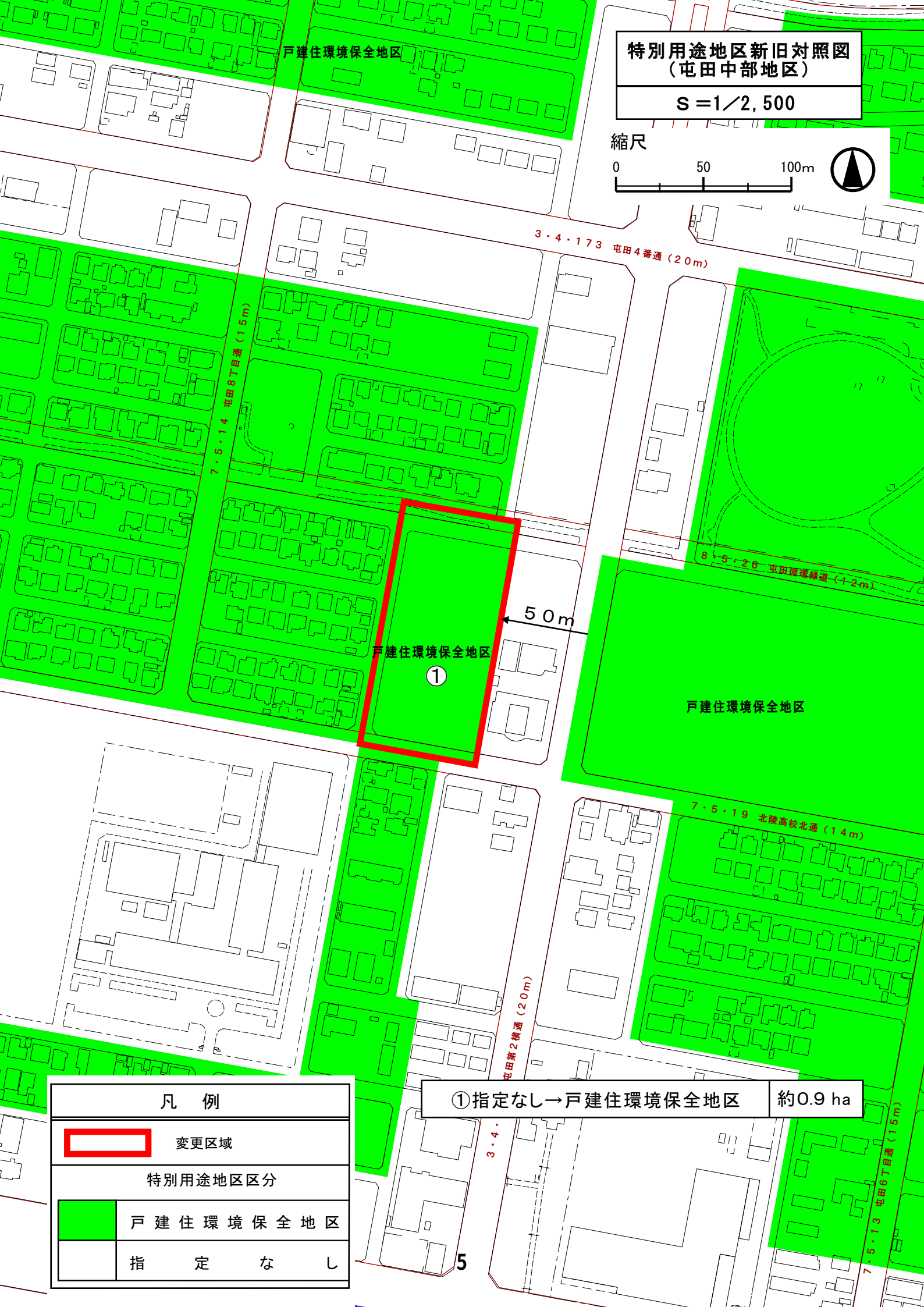
	戸建住環境保全地区
	指定なし

特別用途地区新旧対照図
(屯田中部地区)

S=1/2,500

縮尺

0 50 100m



凡 例



変更区域

特別用途地区区分



戸 建 住 環 境 保 全 地 区



指 定 な し

①指定なし→戸建住環境保全地区

約0.9 ha